

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱の一部を
改正する要綱をここに告示する。

令和5年3月1日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱の一部
を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱（平成30年
10月5日告示第24号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 第2条第1号で規定する職員（以下「派遣職員」という。）が
派遣元の地方公共団体（以下「派遣元」という。）において面接
指導の実施を希望する場合は、派遣元の産業医等（以下「産業医
等」という。）による面接指導を実施することができる。

第17条第1項中「センター」の次に「又は派遣元」を加える。

第18条中「センター」の次に「又は派遣元」を、「（別紙2）
」の次に「又は派遣元における同等と認められる様式」を加える。

第19条第1項中「センターの医師」の次に「又は産業医等」を
加える。

第20条中「面接指導」を「センターにおいて面接指導を実施する場合は、面接指導」に改め、第1項の次に次の1項を加える。

2 派遣元において面接指導を実施する場合は、出張の扱いとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。